

令和2年3月  
第  
**206**  
号



# 国保だより

KOKUHO-DAYORI

## 今月の被保険者数

(令和2年1月末現在)

人	□ 142,708
世帯数	63,328
被保険者数	40,988
国保世帯数	23,514



## 国民健康保険被保険者証のきりかえについて

### 被保険者証を郵送する世帯

- ①保険料を令和2年1月31日までに完納し、保険料に滞納がない世帯。口座振替の場合は、過年度滞納がなく、現年度保険料7期分まで納付した世帯（被保険者証の郵送は、**令和2年3月上旬**の予定）。
  - ②保険料を令和2年3月2日までに完納し、保険料に滞納がない世帯（被保険者証の郵送は、**令和2年3月中旬から下旬**の予定）。
- ※不在で受け取れなかった場合、再配達などの問合せは不在連絡票に記載された連絡先へお願いします。

### 国保課窓口でのきりかえ

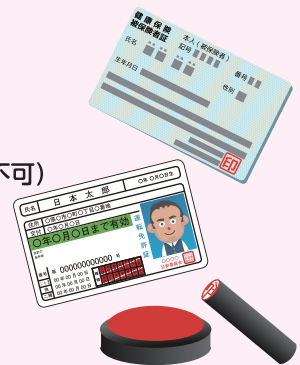
納期を過ぎて納付された世帯、未納のある世帯、又は基地内に住所がある世帯については、国民健康保険課の窓口で被保険者証のきりかえとなります。

※**窓口でのきりかえ期間……令和2年3月16日（月）から3月31日（火）**

※保険料が完納できない世帯は、期限の短い保険証となります。

### 窓口でのきりかえに必要なもの

- ①きりかえ通知ハガキ、現在お持ちの被保険者証
  - ②きりかえに来る方の本人確認ができるもの（運転免許証など）及び印鑑（スタンプ印不可）
  - ③国民健康保険料 領収証書（納付者控）
- ※就学や施設入所などで住所を沖縄市以外に移す場合、下記の物が必要となります。  
就学の場合→学生証もしくは在学証明書  
施設入所の場合→入所証明書  
詳しくは国民健康保険課までお問い合わせください。



### 70歳になる方の被保険者証の有効期限について

令和2年4月2日から令和3年3月1日までに70歳をお迎えになる方は、被保険者証の有効期限が誕生月の末日まで（各月の1日生まれの方は、その前日まで）になります。

※**有効期限を迎えるまでに、新しい被保険者証（有効期限：令和3年3月31日）を再度郵送いたします。**

### 75歳になる方の被保険者証の有効期限について

令和2年4月2日から令和3年3月31日までに後期高齢者医療制度へ移行する方は、被保険者証の有効期限は75歳の誕生日前日までになります。

※**有効期限を迎えるまでに、後期高齢者医療制度の被保険者証が郵送されます。**

### 被保険者証カードケースの配布について

国民健康保険課の窓口で被保険者証カードケースを準備しています。必要な方は窓口で声をかけてください。

お問い合わせ先：国民健康保険課 給付係(内線 2107・2112)

## 国保の加入脱退は自動的にには行われないので必ず届け出が必要です

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から**14日以内**に必ず届け出をしましょう。

届け出が遅れてしまうと

①**適用開始日までさかのぼって(最高過去2年分)保険料が発生します。**

②**保険証がない期間に実費でかかった病院代は全額自己負担になります。**

また、沖縄市の国保資格がない期間に受診した場合、沖縄市が負担した医療費を全額返していたことになりますのでご注意ください。(正しい保険者への請求手続きが必要です。)

	このようなときに	必要なものは
国保に入るとき	転入してきた	印かん、他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめた	印かん、健康保険資格喪失証明書
	健康保険の被扶養者からはずれた	
	健康保険の任意継続期間が満了した	
	子どもが生まれた	印かん、母子健康手帳(親子健康手帳)
	生活保護を受けなくなった	印かん、保護廃止決定通知書
	外国人で3カ月以上の滞在が見込まれる	在留カードまたは特別永住者証明書のいずれかとパスポート
国保をやめるとき	転出する	印かん、国保証
	職場の健康保険に入った	印かん、国保証、職場の健康保険証 または健康保険資格取得証明書
	健康保険の被扶養者になった	
	死亡した	印かん、国保証、死亡したことを証明するもの
	生活保護が適用された	印かん、国保証、保護開始決定通知書
その他	住所・氏名・世帯主を変更した	印かん、国保証
	国保証を汚した、破った、紛失した	印かん、汚損した国保証など
	修学(入所)のため別に住所を定める	印かん、国保証、在学(入所)証明書

※国民健康保険に加入する場合、既に国保加入者がいる世帯では、その加入者の国民健康保険証も必要になります。

※すべての届出に本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。

※場合によっては、必要書類が上記と異なる場合がありますので、届出の際にはお電話または窓口で必要書類の確認をお願いします。

お問い合わせ先：国民健康保険課 給付係 (内線 2107・2112)

## 国民健康保険料 夜間窓口のご案内

国民健康保険課では、保険料の納付相談及びお支払いについての夜間窓口を開設しております。お気軽にご利用ください。



**場 所** 沖縄市役所庁舎1階 国民健康保険課窓口

**開設日** 毎週水曜日

【祝日、慰霊の日(6月23日)、12月28日～1月3日はお休みとなります】

**受付時間** 17時15分～20時まで

**取扱業務** ①保険料の納付相談 ②保険料のお支払い ③保険手帳の更新

お問い合わせ先：国民健康保険課 保険料係 098-939-1212(内線2119、2120、2121)



# 令和元年度の健康診断をまだ受診していない方へ

令和元年度の特定健診・長寿健診・一般健診、がん検診等の有効期限は、**令和2年3月31日まで**となっております。

受診がまだの方は、お早めに受診するようお願いいたします。

※特定健診・長寿健診・一般健診は**無料**です。  
がん検診は一部自己負担金がかかります。

「**受診券**」と「**健康保険証**」を  
忘れずに持ってきてね!



## ◆令和元年度市民集団健診が残り1回となっております。

日程	会場	受付時間
<b>3月15日 (日)</b>	産業交流センター	午前8:30~午前10:30

受診券の再発行を希望される方は、  
市民健康課 健診係までご連絡ください。

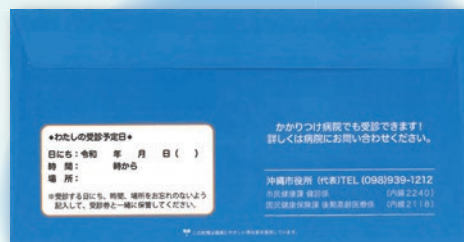


## 令和2年度の健康診断は4月からスタートします!

封筒 表



封筒 裏



イメージ

令和2年度の健康診断の受診券は、令和2年3月下旬頃に発送予定です。  
(上の**青色の封筒**に入って郵送されます)

※詳しくは、青色の封筒に同封されている「**沖縄市健診ガイド**」をご参照ください。

※個別健診（病院での健診）は令和2年4月1日より始まります。

（集団健診は6月より実施）ぜひご受診をお願いします。

個別健診の受診をする際は、事前に健診医療機関等にご予約ください。

お問い合わせ先：市民健康課 健診係（代表）939-1212 内線2240・2245

## 所得申告について

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は世帯の所得に応じて、保険料を決定しております。所得の申告は必ずしましょう。

所得の申告がない場合には……

- ①保険料の軽減措置が受けられなくなります。
- ②保険料の減免申請ができなくなります。
- ③所得に応じた医療費負担の軽減が受けられなくなります。

所得申告期間は

**年月日** 令和2年2月17日(月)～令和2年3月16日(月)

**場 所** 沖縄市役所 1階 市民ロビー



## 保険料の減免について

例えばこんな状況になっていませんか？

- ①失業・疾病等により所得が減少した。
- ②災害により被災した。
- ③刑事施設に収容されていた。

上記に該当している世帯は、保険料減免に該当する可能性があります。(所得の申告は必要になります。)期限内に申請してください。**期限を過ぎると、受付ができなくなります。**

**減免申請期限** 令和2年3月24日(火)まで

お問い合わせ先：国民健康保険課 TEL939-1212 (内線 2108、2116、2120、2121、2127)



## 医療費通知の送付回数の変更について

沖縄市国民健康保険に加入している皆さまに自身の受診状況や医療機関への支払いを確認していただき、医療機関の請求誤りがないか、重複受診・過剰診療など医療費全体をご理解していただくことを目的として医療費の通知を送付しております。これまで年6回の送付回数が令和2年度より3回に変更になります。



### 令和2年度の送付スケジュール

医療費通知の発送月	受診月
令和2年8月	令和2年1月～5月受診分
令和3年1月	令和2年6月～10月受診分
令和3年3月	令和2年11月～12月受診分

※3月送付分(11月から12月診療分)に関しては確定申告の「医療費控除の明細書」としては利用できない時期(3月末頃)の送付となる為、医療機関等からの領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先：国民健康保険課 給付係(内線 2107・2112)

未来をクリエイションする。  
**NAKAMOTO KOGYO**

 株式会社 仲本工業

沖縄市美里6丁目5番1号 ☎(098)938-8086

人と人をつなぐ 幸せを、いつまでも。  
**光文堂コミュニケーションズ(株)**



本社 / 〒901-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城577番地  
TEL. 098-889-1131 <http://www.kobundo.net>